

面会交流支援申込書

申込者.....（以下、「甲」という）は、一般社団法人
びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）に対し
て、以下の内容に合意し、面会交流支援を申込みます。

第1条 面会交流の意義

甲は、子どもの成長・発達および人格形成に寄与するため、面会交流の実現に
向けて努力することに同意する。

第2条 面会交流支援利用ルールの合意

甲は、びじっとのHP（<http://www.npo-visit.net>）に掲載している「びじっと
利用規定」と「面会交流支援利用ルール」の内容を確認了承した上で、これを
遵守する。

第3条 びじっとの提供する支援期間

契約期間 平成 年 月 日から 1 年間
ただし、契約期間満了1か月前までに、甲びじっといずれからも更新拒絶の意
思表示がないときは、更に1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

第4条 支援基本ルール

（1）面会交流支援利用ルール

びじっとの面会交流支援ルールは、別紙の「面会交流支援利用ルール」
に掲載されているものをいう。

（2）支援料金

びじっとの面会交流支援料金は、別紙の「びじっと利用規定」に記載さ
れているものをいう。

（3）相談

① 相談のLINE受付時間は、9：00～20：00迄とする。

- ② 相談は30分まで無料とする。
30分経過後は、30分毎に2500円＋消費税の利用料金が発生する。
例・19：00から19：45までの電話相談の場合。
相談料金1,250円＋消費税

(4) 連絡媒体

本支援を行うにあたり、利用者及びじっとのスタッフとの連絡媒体は主にLINEを利用することとする。

(5) カウンセリング

面会交流を行うにあたり、子どもが消極的であったり、なにかしらの心配事がある場合は、甲は速やかにじっとに相談し、じっとが必要と判断した場合は、じっとと連携する臨床心理士ならびに専門家のカウンセリングを受けるものとする。

(6) 面会交流についての理解と相互扶助

- ①じっとの利用者は、じっとが行うシンポジウム等の報せがあった場合には可能な限り参加すること。
②じっとの利用者は相互扶助の精神で、可能な限り、他の利用者の支援をすること。じっとのスタッフとなる場合は研修などに可能な限り参加すること。

第5条 支払方法

甲はじっとに対し、第3条に定めた面会交流支援利用料金を振込にて以下に定めた期日までに指定口座に支払う。振込手数料は甲の負担とする。
なお、甲は、もう一方の親との間で支払分担の取決めがある場合には、その内容を書面でじっとに提出し、当該支払分担に応じて支払うものとする。

振込先 じっと ゆうちょ銀行 口座

ゆうちょ銀行からの振込の場合

【記号】10510 【番号】72265691

【口座名】シャ) ビジット・リコントコドモモンダイシエンセンター

他銀行から振込みの場合

【店名】 〇五八（ゼロゴハチ店） 【店番】 〇五八

【預金種目】 普通 預金 【口座番号】 七二二六五六九

第6条 個人情報の管理

びじっとは、本契約に基づき提供された個人情報及び自己が保有する個人情報について適切に管理し、漏洩防止のため必要な措置をとるものとする。

第7条 個人情報の第三者への漏洩

甲およびびじっとは、本契約に基づき提供された個人情報及び自己が保有する個人情報について、書面による承諾なしに第三者に漏えいしてはならない。ただし、この書面とは電子メール並びにLINE・メッセージ等による承諾も含むものとする。

第8条 面会交流支援提供の停止、終了

びじっとは、甲が次の事由に該当する場合は、疑義の程度および重大性に照らして、びじっとの裁量で面会交流支援の提供を停止することができ、びじっとが適当と判断する調査でも疑義の払拭又は事態の改善がなされないと判断した場合、面会交流支援を終了できるものとする。

- ① 面会交流支援を妨害する行為があったとき。（作為および不作為）
- ② 子どもへの悪影響がみられるとき。
- ③ 臨床心理士が子どもの意思を確認して伝えたにも関わらず、不本意だと相手方ならびにびじっとを誹謗中傷の対象としたとき。
- ④ びじっとと甲の信頼関係を破綻させるような行為があったとき。
- ⑤ びじっとおよび第三者に不利益を与える行為をしたとき。
- ⑥ 公序良俗に反する行為があったとき。

第9条 話し合いによる問題解決

面会交流支援の利用に関して問題が生じた場合には、甲とびじっとの間で双方誠意をもって話し合いこれを解決するものとする。

第10条 合意管轄

本契約から発生する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

平成 年 月 日

申込者（甲）

住 所

氏 名印

びじっと

名称 一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

住所 横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル5F

代表理事 古市 理奈

- 平成26年11月19日 一般社団法人化に伴い一部改正
- 平成26年11月27日 一部改訂
- 平成27年10月26日 一部改訂
- 平成27年10月31日 一部改訂
- 平成28年01月05日 一部改訂
- 平成28年02月25日 一部改訂
- 平成29年07月29日 一部改訂
- 平成29年08月05日 一部改訂